

(事務局案)

芦屋市立美術博物館運営基本方針

●はじめに

六甲山を背に大阪湾を臨む芦屋市は、良好な自然と温暖な気候に恵まれていることから、住環境が優れており、古代より連綿と生活が営まれてきました。近代に入ると、鉄道の発達を背景に、風光明媚で閑静な郊外住宅地として発展し、多くの芸術家や文化人も集い、阪神間モダニズムと呼ばれる地域文化が開花しました。戦後の復興にあたって昭和26年には「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、芦屋の優れた環境を活かして国際文化の向上と文化の振興に根差した独自のまちづくりが進められ現在に至ります。

このような文化的環境の下、文化財では国指定史跡会下山遺跡や国指定重要文化財旧山邑家住宅(淀川製鋼所迎賓館)、美術では小出檜重や吉原治良(具体美術協会)、文学では谷崎潤一郎や富田砕花をはじめ、芦屋市の歴史や芦屋ゆかりの優れた芸術・文化が育まれてきました。芦屋市立美術博物館は、これらの芦屋市の歴史・芸術・文化を守り、市民に発信し、後世に継承するために、平成3年に開館しました。

「芦屋市立美術博物館運営基本方針」は、芦屋市立美術博物館の使命を明確にし、資料・作品の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及活動等を実施するために策定するものです。これまでの「運営基本方針」は平成14年に策定したものを平成21年度に大きく見直し策定したのですが、それ以降の美術博物館を取り巻く環境の変化や、新たな課題等に対応できるよう、その一部を見直し、新たに「芦屋市立美術博物館運営基本方針」を策定します。